

(本通知の起案番号、発出者、相手方は別記のとおり)

平成23年11月21日

平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における被災地域の復旧・復興事業等に係る入札・契約手続等の円滑な実施について

平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成23年11月21日付け国会公第146号により事務次官から各地方整備局長等あて通知されているところであるが、このうち被災地域の復旧・復興事業等に係る入札・契約手続の実施については、東日本大震災からの早期の復旧・復興等を図るため、下記に定めるところによることとする。

記

1. 被災地域の復旧・復興事業等を実施するにあたり、「平成23年度国土交通省所管事業の執行について」(平成23年4月1日付け国会公第7号)記3(1)において、上位等級工事への参入の拡大を図ることとされていることに鑑み、政府調達協定を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進し、中小建設業者等の受注機会の確保を図ること。
2. 「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成20年4月1日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号)記2(2)において、政府調達に関する協定に基づく調達について同通達記1の措置を行おうとする場合には、事前に本省担当課と協議することとされているところであるが、被災地域の復旧・復興事業等において、当該措置を行おうとする場合には、本通達をもって本省担当課との協議が整ったものとして差し支えないものとする。また、「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成20年12月3日付け国空予管第679号、国空技企第107号)記2(2)において、政府調達に関する協定に基づく調達については、同通達記1の措置の対象外としているが、被災地域の復旧・復興事業等については、本通達をもって当該措置の対象として差し支えないものとする。

この場合であっても、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公告しなければならないことに留意すること。

別記

(起案番号)

国地契第51号-2
国官技第243号-2
国営計第85号-3
国港総第491号
国港技第104号
国空予管第220号-2
国空安保第275号
国空交企第241号-3

(発出者)

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長

(相手方)

東北・関東地方整備局総務部長
東北・関東地方整備局企画部長
東北・関東地方整備局営繕部長
東北・関東地方整備局港湾空港部長
東京航空局総務部長
東京航空局空港部長
東京航空局保安部長